



令和7年度 税制改正について



今年も税制改正が行われ103万円の壁が変わったとさまざまなところで言われていますが、ということなのでしょう？2025(令和7)年度の個人に対する主な改正点について教えてください。

A. 今年の3月31日に国会で成立した令和7年度の税制改正ですが、個人の所得に関するものとして、以下の3点が大きなポイントとなります。

①基礎控除の見直しと上乗せ特例の創設

合計所得金額が2,350万円以下の基礎控除額が48万円から図のとおり変更となりました。

合 計 所 得 金 額	基礎控除額		
	改正前	改正後	
		令和7・8年分	令和9年分以降
132万円以下	48万円	95万円	
132万円超336万円以下		88万円	58万円
336万円超489万円以下		68万円	
489万円超655万円以下		63万円	
655万円超2,350万円以下		58万円	

※132万円以下の方の基礎控除の上乗せ特例額は永続的ですが、132万円超の方の基礎控除の上乗せ特例額は令和7年と令和8年のみに限定されています。

②給与所得控除の見直し

給与等の収入金額が190万円以下の給与所得控除額が55万円等から65万円となります。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額×30%＋8万円	

③特定親族特別控除の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の扶養の子の収入が給与だけ(大学生年代のアルバイト)の場合、年間給与収入が150万円までは親の扶養親族として63万円の扶養控除を受けることができるようになりますとともに、150万円超188万円までは段階的に親の特定扶養控除を受けられることとなりました。

税理士 から一言

扶養されている配偶者やお子様は、昨年より収入の限度額が上がりますので、よりパートやアルバイトをすることができるようになりますし、配偶者や親の扶養等控除も活用することができます。例えば、パートタイマー等で働いている配偶者は、昨年までは所得税の基礎控除48万円と給与所得控除の55万円の合計103万円が所得税課税されない給与収入限度額でしたが、令和7年以降は基礎控除が47万円、給与所得控除が10万円と合計57万円増加することにより、160万円が所得税が課税されない給与収入限度額となります。(いわゆる103万円の壁が160万円となります。)ただし、130万円以上になると社会保険における扶養から外れる場合がありますのでご注意ください。